

2022年4月21日

Contents

- I. 「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査の対象業種の選定について」の公表
- II. 公取委による「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」の公表
- III. 2022年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

I. 「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査の対象業種の選定について」の公表

弁護士 臼杵 善治 / 弁護士 植村 直輝

第1. 「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査の対象業種の選定について」の公表に至る背景

近時の原油価格の値上がり及び円安の進展も相まって、エネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される。このような状況において、中小企業等が賃上げの原資を確保できるようにするためには、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるような環境を整備することが重要となっている。そこで、内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、2021年12月27日、連名で「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。)を取りまとめ公表した¹。

転嫁円滑化施策パッケージの2.(3)「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査及び法執行の強化」において、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、従前は荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたところ、対象業種を追加的に選定し、2022年度に緊急調査を公取委において実施することとされていた。

これを受けて、2022年3月30日、公取委より「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査の対象業種の選定について」(以下「緊急調査の対象業種の選定」という。)が公表され、緊急調査の対象業種が選定された²。

第2. 緊急調査の対象業種

「緊急調査の対象業種の選定」の別紙1では、関係省庁からの情報提供や要請等を踏まえ、以下の22業種

¹ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf

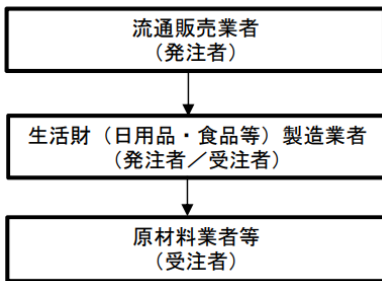
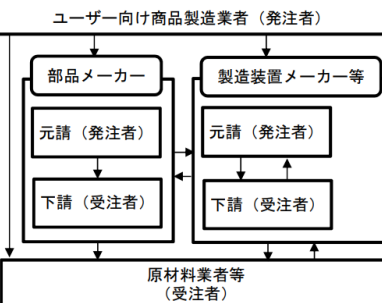
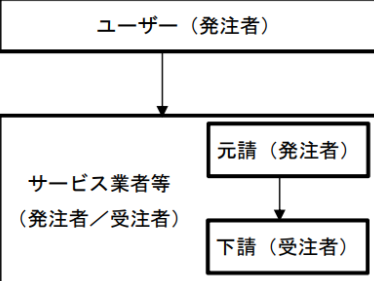
² https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330kitori/220330_01.pdf

が緊急調査の対象業種として選定された。

1 総合工事業、2 食料品製造業、3 家具・装備品製造業、4 パルプ・紙・紙加工品製造業、5 印刷・同関連業、6 窯業・土石製品製造業、7 非鉄金属製造業、8 金属製品製造業、9 はん用機械器具製造業、10 生産用機械器具製造業、11 業務用機械器具製造業、12 電気機械器具製造業、13 輸送用機械器具製造業、14 放送業、15 映像・音声・文字情報制作業、16 道路貨物運送業、17 各種商品卸売業、18 飲食料品卸売業、19 各種商品小売業、20 飲食料品小売業、21 広告業、22 その他の事業サービス業
 ※業種名は、日本標準産業分類(平成25年10月改定 総務省)上の中分類による。また、具体的な調査対象は今後更に精査されるようである。

第3. 「緊急調査の対象業種の選定」による価格転嫁の構造の整理

「緊急調査の対象業種の選定」の別紙 2 では、国民生活の視点からそれらを取り巻くサプライチェーン・バリューチェーン全体の価格転嫁の構造について、以下の3分類に整理されている。

○類型1 生活・暮らしを支え、豊かにする各種商品を製造・販売する生活関連のサプライチェーンを構築しているもの	○類型2 原材料から加工、部品、完成品の納入というサプライチェーンを形成しているもの	○類型3 生活・暮らしを支え、豊かにするサービスの提供に関するものであって、役務の委託関係があるもの
		

第4. 緊急調査の対象業種に該当する事業者が注意すべき点

「緊急調査の対象業種の選定」において、公取委は、上記 22 種の選定業種について、2022 年度中に緊急調査を実施し、①調査結果については報告書を取りまとめ、公表、②取引価格への転嫁拒否が疑われる事案に対する立入調査、③関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書の送付、といった取組を実施していくと発表している。

そして、転嫁円滑化施策パッケージの 2(4)「下請代金法上の『買ったたき』に対する対応」において、公取委は、(i)労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと、(ii)労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くことについて下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)上の「買ったたき」に該当するおそれがあることを明確化した。

また、同 2(2)「独占禁止法の適用の明確化」で、下請代金法の適用対象とならない取引についても、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を取引価格に反映しない取引は、独占禁止法の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを公取委は明確化し、周知徹底することを定めている。

このように、価格据え置き・転嫁拒否行為につき、独占禁止法又は下請代金法を積極的に適用していくという当局の姿勢がうかがわれる。特に、公取委は、優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置し、また中小企業庁も、下請取引の監督を強化するため、現在 120 名の下請Gメンの体制を 2022 年度から倍増させ、年間1万社以上の中小企業の現場の声を聴取するものとされている(転嫁円滑化施策パッケージの 9「関係機関の体制強化」)。

このような当局の執行力の強化は、これまで重点的に調査されていなかった業種に対する調査の強化や、従前は法令違反の疑いがあってもヒューマンリソースの関係で詳細な調査にまで発展しなかったレベルの事案についての立入調査・処分にも繋がる可能性がある。そのため、選定業種に該当する事業者としては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分が取引価格に適切に転嫁されているか、転嫁の打診を不当に拒否していないか、といった点に強く注意し、改めて法令順守の意識や体制を見直す必要がある。

Ⅱ. 公取委による「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」の公表

弁護士 石田 健 / 弁護士 小塚 満里鈴

第1. 本報告書の公表の経緯

現在、行政のデジタル化の推進が喫緊の課題となっているところ、政府においても、デジタル庁を発足させる等その実現に向けた改革に取り組んでおり、公正取引委員会(以下「公取委」という。)においても、競争政策の観点から、今後の情報システム調達について、ベンダーロックイン³を防止し、多様なシステムベンダー(以下「ベンダー」という。)が参入しやすい環境を整備することが重要であるとの認識の下、国の機関及び地方公共団体(以下「官公庁」という。)における情報システム調達に関する実態調査(以下「本調査」という。)を実施した。

本調査では、2021 年 6 月 3 日から官公庁における情報システム調達に関するアンケート調査(以下「本アンケート」という。)が実施され⁴、かかるアンケート結果をもとに、有識者による意見交換会が実施された。2022 年 2 月 8 日に公表された「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」(以下「本報告書」という。)は、これら一連の調査結果と競争政策上ないし独占禁止法上の考え方等を取りまとめたものである。

第2. 官公庁の情報システム調達における調査結果及び競争政策上の考え方

本報告書によれば、競争政策上、ベンダーロックイン回避に当たって検討すべき点に関する本アンケート結果

³ 「ベンダーロックイン」とは、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のベンダーを利用し続けなくてはならない状態のことをいう。

⁴ アンケート調査では、全ての国の機関、都道府県及び市区町村(計 1,835 機関)中、1,021 機関から回答が得られた(回答率約 55.6%)。

及び競争政策上の考え方は以下のとおりである。

(1) 情報システムの疎結合化

本アンケートによれば、情報システムの安定的な運用を優先するため、既存ベンダーに情報システムの運用等を継続的に委託している官公庁も一定数存在する。しかし、競争政策上は、情報システムの疎結合化⁵を進めることで情報システムを個々に調達することが可能となり、これにより調達単位を縮小させ、調達件数を増加させることが、多様な事業規模の新規ベンダーの参入を促進するという観点から、望ましい。

(2) オープンな仕様の設計及び情報システムのオープンソース化

本アンケートによれば、情報システム調達に係る仕様書につき、官公庁内部の職員のみで作成しているケースが相当数存在する。しかし、競争政策上は、オープンソースソフトウェアやオープンな仕様⁶を設計することが、特定のベンダーのみに有利となる仕様の設計を回避し、ベンダーロックインを防止するという観点から、望ましい。官公庁の体制や知見のみではオープンな仕様の設計等が難しい場合もあることから、官公庁においては、官公庁が作成した仕様書案に対して多様なベンダーから意見を募り、かかる意見を仕様書案に反映する、専門人材の採用を進める等して行政組織の情報システム仕様書作成能力を高める等の措置が実施されることが望ましい。

また、本アンケートによれば、官公庁における情報システムのオープンソース化に対する取り組みは限定的であるところ、競争政策上は、ベンダーロックイン解消の観点から、情報システムのオープンソース化を進めることが望ましい。

(3) 官公庁における組織・人員体制等の整備

本アンケートによれば、情報システム関連業務を担当する専門部署等を有する官公庁の半数以上において、当該専門部署所属職員の中に情報システムに関して深い知見を有する者が存在しないケースが一定数存在し、存在したとしても3名以下のケースが過半数を占めており、官公庁の情報システム調達は特定の職員の知見に依存している傾向がある。しかし、上記(1)及び(2)等に係る具体的な取り組みを行うためには、情報システムに関する十分な知見や経験を有する人員が必要である。また、発注者である官公庁側に情報システムに関する十分な知見がない場合、情報の非対称性によりベンダーロックインが生じやすい状況となりうることから、適切な人員体制等を整備することが重要である。

また、本アンケートによれば、情報システム調達に関する職員への研修が不十分であったり、マニュアル等を整備していない官公庁が一定数存在する。そのため、競争政策上、ベンダーロックイン防止や既存情報システムに関する研修を行ったり、マニュアルを整備する等して、情報システムに関する情報や知見を組織全体で共有することが望ましい。また、必要に応じて、コンサルティング事業者等を活用することも考えられる。

⁵ 「情報システムの疎結合化」とは、個別の業務のために細分化された情報システムが、それぞれ独立性の高い状態で連携されており、当該個々の情報システムごとに整備、運用、改修等を柔軟に実施できる状態のことをいう。

⁶ 「オープンな仕様」とは、市場において容易に取得できるオープンな標準的技術又は製品を用いる等、多様なベンダーの参入を可能とする仕様をいう。

第3. 情報システム調達におけるベンダー等の独占禁止法上問題となり得る行為

官公庁が情報システムを調達する際の事業者間の受注競争において、各種の競争制限的な行為が行われる場合、独占禁止法上の問題となるおそれがある。本報告書で公表された、独占禁止法上問題となりうる、情報システム調達におけるベンダー等の行為に関する本アンケート結果、並びに競争政策上及び独占禁止法上の考え方は以下のとおりである。

情報システム調達におけるベンダー等の行為に関する本アンケート結果	左記行為に関する競争政策上及び独占禁止法上の考え方
<p>行為：仕様書の作成に際し、自社のみが対応できる機能を盛り込むこと 質問：「(情報システム調達のための仕様書を作成するに当たって、複数のベンダーに対して予め意見を求めた際に)ベンダーから、自社又は特定社のみが対応できる機能を盛り込んだ仕様書の作成を要求又は提示されたことがあるか」 回答：「はい」 — 3.9%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注担当者が仕様に精通していないことを利用し、不正確な情報等を提供して自社のみが対応できる仕様書による入札を実現させている場合、独占禁止法上の問題となるおそれがある(私的独占等)。 ● ベンダーにおいては、官公庁に提案を行う際に自社独自の製品であるか汎用品であるかを明記するとともに、仕様書の作成や入札方式の決定等について虚偽の説明等の不当な働きかけをしないよう注意する必要がある。 ● 官公庁においては、ベンダーとの情報の非対称性を減らすとともに、競争的な発注を行う旨の調達方針を明確化し、対外的に示すことが必要である。
<p>行為：合理的理由の無い、仕様の開示の拒否、データの引継ぎの拒否等 質問：「(既存システムの保守や改修、他の情報システムとの連携等を新規ベンダーに委託する際に、)既存ベンダーから、合理的な理由なく、既存システムの仕様の公開の拒否、データの引継ぎの拒否又は他の情報システムとの接続の拒否をされたことがあるか」 回答：「はい」 — 2.1%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存ベンダーが、合理的な理由なく、既存システムの仕様の公開の拒否、データの引継ぎの拒否又は他の情報システムとの接続の拒否をすること(事実上拒否と同視しうる場合を含む。)で、他のベンダーの入札参加や受注を妨げている場合には、独占禁止法上の問題となるおそれがある(取引妨害)。 ● ベンダーにおいては、コスト負担金額の内訳や理由、(開示や接続等を拒否する場合には)その理由(知的財産権やノウハウを有する場合であって、正当な権利の行使の範囲内であること等)を発注者に十分に説明し、対応を協議することが必要である。
<p>行為：既存ベンダーからの、別々の物品・役務を一括発注することなどの要求 質問：「既存ベンダーから、既存システムの運営での不利益を示唆されること等により、①他の情報システムの調達について、他のベンダーに委託しないように要求されたり、②別々の物品・役務も一括発注するように要求されたことがあるか」 ①について 回答：「はい」 — 0.8%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存ベンダーが、既存システムの運営における不利益を示唆する等により、他の情報システム調達について他のベンダーに委託しないよう要求することや、別々の物品・役務を一括発注させることにより、自社との取引を強要し、他のベンダーに委託できないようにする場合には、独占禁止法上の問題となるおそれがある(排他条件付取引、抱き合わせ販売等)。 ● 官公庁においては、既存ベンダーとの契約中に不利益を実施されないよう、そのような行為を禁止する旨や、費用や保守内容等の契約条件を、契約書に予め明記しておく必要がある。

②について 回答:「はい」 — 2.6%	
<p>行為:安値応札 質問:「自らの情報システム調達案件において、ベンダーが予定価格を大きく下回るような安値応札を行った事例があるか」 回答:「はい」 — 3.5%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 供給に要する費用を著しく下回る価格で繰り返し受注すること等により、他のベンダーの事業活動を困難にするおそれを生じさせる場合には、独占禁止法上の問題となるおそれがある(不当廉売)。 ● 情報システム調達案件を安値応札により受注したベンダーが、当該情報システム調達の後継業務を随意契約で発注するよう働きかける等し、その結果、官公庁が適切な発注方法を探らずに当該ベンダーに後継業務を発注した場合、ベンダーロックインと同様の効果が発生するため、競争政策上望ましくない。そのため、官公庁においては、入札を行う際に、関連する業務であっても、当該発注に含まれないものは別途の入札等に付すことを明確化するよう努めるとともに、ベンダーの技術力等を十分に評価できるような調達方式を実施することが望ましい。
<p>行為:ベンダー間等の受注調整 質問:「情報システム調達において、ベンダー間の受注調整が疑われる入札が行われたことがあるか」 回答:「はい」 — 0.5%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ベンダーが共同して受注予定者を決定し、当該受注予定者が受注できるようにしていた場合、独占禁止法上の問題となるおそれがある(不当な取引制限)。 ● 発注支援業務と情報システム構築業務の両方を行うことができる複数のコンサルティング事業者が、自らが発注支援業務を受注した際に、他のコンサルティング事業者が情報システム構築業務を受注できるよう協力しあう場合、独占禁止法上の問題となるおそれがある(私的独占、不当な取引制限)。 ● 官公庁の発注支援業務を行うコンサルティング事業者が、ベンダーと共謀し、当該ベンダーのみが対応できる仕様を盛り込むこと等により、他のベンダーの入札参加を困難にさせた場合、独占禁止法上の問題となるおそれがある(私的独占)。

第4. 今後の対応

公取委においては、今後、デジタル庁等の関係府省庁と連携しながら、本報告書で示された競争政策上ないし独占禁止法上の考え方を普及ないし啓発することにより、官公庁の情報システム調達における公正かつ自由な競争の促進を注視するとともに、情報システム調達における独占禁止法違反行為に対して、厳正に対処していく予定とのことである。実際に、公取委は本報告書の公表前であるが、官公庁の情報システム調達に関連する違反被疑事実の調査に着手したことも報道⁷されており、公取委が関心を有している分野の一つであると考えられるため、注意が必要である。

⁷ 報道によると、公取委は、2021年11月2日、地方自治体が発注するウェブサイト管理システムを巡り、競合他社の参入を妨げた疑いで2社に対して立入検査を行った(同日付け日本経済新聞電子版記事:
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE025620S1A101C2000000/>)。

本報告書では、ベンダーロックインの回避が競争政策上望ましいと指摘されているものの、ベンダーが発注者に対して自社の技術を正しく説明して仕様の一部に採用してもらえよう営業活動することが全て独占禁止法上問題となるとしているわけではないと考えられる。もっとも、ベンダーにおいては、特に本報告書で独占禁止法上問題となるおそれがあると指摘されている上記第3の行為について、これまで行っていないか、また今後行うことのないように、改めて自社の営業方法や入札対応について見直す必要があると考えられる。

また、本調査は官公庁における情報システム調達を対象に実施されたものではあるが、民間における情報システム調達においても、本報告書で検討された論点と同様の問題が存在し、本報告書で示された競争政策上ないし独占禁止法上の考え方が一定程度当てはまると考えられる。そのため、ベンダーについては民間企業からの調達についても上記見直しが必要になってくるところ、情報システムを調達する企業等においても、特定のベンダーではなく多様なベンダーを利用するに当たって、またベンダーによる独占禁止法違反被疑行為を防ぐためにも、本報告書で示された考え方に留意する必要があると考えられる。

以上

Ⅲ. 2022年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2022年1月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ GCR – The Asia-Pacific Antitrust Review 2022(Japan Chapter: Cartels)
2022年3月（著：[石田 英遠](#)、[山田 篤](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR – The Asia-Pacific Antitrust Review 2022(Japan Chapter: Merger Control)
2022年3月（著：[石田 英遠](#)、[鈴木 剛志](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Lexology Getting The Deal Through – Dominance 2022 (Japan Chapter)
2022年3月（著：[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Competition Inspections in 21 Jurisdictions – Japan Chapter
2022年3月（著：[中野 雄介](#)、[バシリ ムシス](#)、[石田 健](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 条解独占禁止法〈第2版〉
2022年2月（著：[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[原 悦子](#)、[石田 健](#)、[植村 直輝](#)、[鈴木 悠子](#)、[西向 美由](#)、[塩越 希](#)）弘文堂

- ◆ The Cartels and Leniency Review, 10th Edition (Japan Chapter)
2022年2月（著：[石田 英遠](#)、[田中 勇氣](#)） Law Business Research
- ◆ 公取委と経産省、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針(案)」の意見募集を開始
2022年1月（著：[矢上 浄子](#)）
[こちら](#)から一部閲覧可能です。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 [臼杵 善治](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com) (yoshiharu.usuki@amt-law.com)
弁護士 [石田 健](mailto:takeshi.ishida@amt-law.com) (takeshi.ishida@amt-law.com)
弁護士 [植村 直輝](mailto:naoki.uemura@amt-law.com) (naoki.uemura@amt-law.com)
弁護士 [小塚 満里鈴](mailto:marilyn.ozuka@amt-law.com) (marilyn.ozuka@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

■ Key Members



石田 英遠
 パートナー
hideto.ishida@amt-law.com
 Tel : 03-6775-1019
 Fax : 03-6775-2019



江崎 滋恒
 パートナー
shigeyoshi.ezaki@amt-law.com
 Tel : 03-6775-1040
 Fax : 03-6775-2040



中野 雄介
 パートナー
yusuke.nakano@amt-law.com
 Tel : 03-6775-1049
 Fax : 03-6775-2049



山田 篤
 パートナー
atsushi.yamada@amt-law.com
 Tel : 03-6775-1134
 Fax : 03-6775-2134



バシリ ムシス
 パートナー
vassili.moussis@amt-law.com
 Tel : 03-6775-1393
 Fax : 03-6775-2393



原 悦子
 パートナー
etsuko.hara@amt-law.com
 Tel : 03-6775-1088
 Fax : 03-6775-2088



鈴木 剛志
 パートナー
takeshi.suzuki@amt-law.com
 Tel : 03-6775-1288
 Fax : 03-6775-2288



臼杵 善治
 パートナー
yoshiharu.usuki@amt-law.com
 Tel : 03-6775-1168
 Fax : 03-6775-2168



矢上 浄子
 パートナー
kiyoko.yagami@amt-law.com
 Tel : 03-6775-1185
 Fax : 03-6775-2185



石田 健
 パートナー
takeshi.ishida@amt-law.com
 Tel : 03-6775-1485
 Fax : 03-6775-2485

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com